日光市公示第７６号

公　示　送　達　書

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項及び日光市税条例（平成１８年条例第５７号）第１８条の規定により公示送達します。
下記の書類は、当市役所税務課収税係に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年10月30日

日光市長　瀬　高　哲　雄

１　送達する書類名　　還付充当通知書

２　送達を受けるべき者　　以下名簿のとおり

No.	氏　名
1	氏家　佳寛
2	NGUYEN　THI　SEN
3	齋藤　伊知子
4	PHAN　VAN　THE　ANH
5	程塚　武次郎
6	山本　正広
7	LI　YA　CI

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により公示送達をした日から７日を経過したとき書類の送達があったものとみなされます。